

第8回言語聴覚士学校養成所  
カリキュラム等改善検討会

令和5年8月30日

資料 1

# 専任教員の人数等に関する主な意見と事務局提案について

第8回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会

厚生労働省医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「言語聴覚士学校養成所指定規則」、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像① —

## 1. 教育内容及びその単位数の見直し等に関する事項

第1回 (R4.1.28.) にて審議対象

### (1) 言語聴覚士学校養成所指定規則における教育内容とその単位数の見直し及び教育目標の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所における教育内容及びその単位数について見直すとともに、教育内容ごとに立てる教育目標について検討する。

### (2) 厚生労働大臣の指定する科目の見直しと教育する養成施設における「指定科目の審査基準」の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所、並びに厚生労働大臣の指定する科目を教育する学校における教育内容、単位数等の水準を揃えるため、言語聴覚士学校養成所指定規則に準じた指定科目の審査基準となるよう検討する。

### (3) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項

第2回 (R4.4.22.) の審議対象

### (1) 臨床実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

言語聴覚士を取り巻く環境変化に求められる教育とするため、臨床実習の中で実践学習すべき領域の見直しの検討をする。

### (2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設について

臨床実習の教育的効果を高めるために、早期から段階的に取り組むことができる実習形態とその教育目標について検討する。

### (3) 臨床実習における実習指導者の担当学生人数について

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習形態ごとに教授するのに適当な実習指導者の担当学生人数について検討する。

### (4) 臨床実習施設において有することが求められる設備について

言語聴覚士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

### (5) 臨床実習を実施する主たる施設の新設について

実習施設の医療提供内容による実習内容の差異を考慮し、臨床実習の質を担保するための主たる実習施設を設置することについて検討する。

# 「言語聴覚士学校養成所指定規則」、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像② —

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項（つづき）

第2回（R4.4.22.）の審議対象

### （6）臨床実習指導者の新たな要件（必須研修）の追加と既存類似研修修了者の扱いについて

臨床実習指導の質を高めるために、臨床実習指導者の要件に厚労省で定める必須研修を追加し充実させるとともに、既にある類似の研修を修了した者における扱いについて検討する。

### （7）臨床実習前後の評価の実施について

臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価を実習の単位数に含めることについて検討する。

## 3. 教員に関する事項

第6回（R4.8.3.）及び第7回（R5.2.17.）の審議対象

### （1）教員に関する事項について

教員の質を担保しつつ能力の向上を行うため、教員に関する事項について見直しを検討する。

### （2）教員の配置人数について

第8回（本日）の審議対象

教育内容を充実させる要望に伴い、各教育内容を教授するのに適当な教員の配置人数について検討する。

### （3）専任教員の担当業務時間数について

専任教員の授業外業務等の負担を考慮し、1週間あたりの担当授業時間数について検討する。

### （4）専任教員となるにあたり必要となる要件について

専任教員の教育・指導力向上のため、専任教員となるにあたり必要となる要件として追加する事項を検討する。

### （5）臨床実習調整者の配置について

第8回（本日）の審議対象

養成施設における臨床実習の計画作成、調整、進捗管理等を行う者として、専任教員から必須配置することについて検討する。

## 4. その他に関する事項

第7回（R5.2.17.）の審議対象

### （1）第三者による外部評価について

養成施設の室を担保するための外部評価とその結果公表の実施について検討する。

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

## (1) 前回の検討会で構成員等よりいただいた主なご意見

### 第7回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（令和5年2月17日）

#### 専任教員数の最低基準の引き上げに関して

※ これらの議論の根拠となる経緯は参考資料（p.23）参照

- 専門科目が2科目増えることや、臨床実習時間数の増加、または教員が臨床技術を高めるために臨床時間を持つことも推奨されている。これらを増やすには時間が必要で、人数が必要である。
- 現行のままで色々な工夫をしてやっていきたいという意思を持っている学校もあるため、義務的ではなく推奨するのでは。
- 現状の基準を維持したまま、外部講師を活用しながら学生教育の質を担保する等、自由度を認めても良いのでは。
- 最低基準を見直した場合に、実際に定員数を満たす体制を容易に取れるのか。特に、学生募集で定員割れしている養成校に対して、改訂された基準の遵守を求めることができるのか。
- （要望団体が実施した）専任教員の実務状況の調査によれば、「その他」の時間を有効に活用することで、増加分を埋めることができず、検討の余地がある。
- 学生指導にしっかり時間をかけるという条件の下、増員をしないと、質的な向上にはならない。
- 学生指導の時間が短い課程（修業年限2年）に関しては、カリキュラムがかなり詰まった状態であるため、学生指導を実際に行える時間が少ないのではないのか。
- （増員の必要なしと回答した学校の代替策として）事務部分の調整が拳がっていたが、事務的作業の1つとして実習関連が大変多く、臨床実習の実務調整者を専任教員から1名以上配置されることになった場合、教員の増員がなければ負担はさらに大きくなるのではないのか。



- 上記のような意見交換が行われたうえで、専任教員の人数の最低基準の引き上げを義務化すべきかを各構成員に確認したところ、義務化すべきとの意見が多数であったが、推奨に留めるべきとの意見もあり、結論に至らなかった。

#### 専任教員の内訳について

- （教員及び専任教員となることができる職種とその人数に関する要望の記載に誤りがあったが、専任教員になることができる職種は変更せず、又、）現行どおり専任教員のうち何名を言語聴覚士とするか明示してほしい。

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

## (2) 前回の検討会の経緯を踏まえた対応状況

### 対応状況

- 前項のとおり、専任教員の人数については、各学校養成所の現状を懸念する意見や、各学校養成所の自主的な取組を認めても良いとする意見があったため、事務局において、個別の意向確認がされていない修業年限3年以上の課程（※2）を設置する学校養成所を対象として、専任教員の配置状況と増員に対する考え方を調査するとともに、考慮すべき事項を改めて整理することとした。

（※2）言語聴覚士法第33条第2号及び第5号

（参考）要望団体による学校養成所ごとの意向確認の状況

- ・ 修業年限3年以上の教育課程：理事会（全国リハビリテーション学校協会）で審議事項として説明し、承認された
- ・ 修業年限2年以上の教育課程：アンケート調査を実施し、半数以上の賛同と、増員不要意見の理由を取得した
- ・ 修業年限1年以上の教育課程：該当校は現状、既に充足した教員数のため、意向の確認はしていない

### （考慮すべき事項）※①②の詳細は後述

- ① 予定される教育内容（科目）の追加後の総単位数と専任教員数のバランスは適切か。
- ② 専任教員数の最低基準が引き上げられた場合に、増員が必要となる学校養成所はどの程度存在するか。  
又、増員の必要性について、教員及び経営者はどのように考えているのか。
- ③ 言語聴覚士としての教育の質を担保する観点から、言語聴覚士である専任教員の数は明示すべきではないか。



# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

## (3) 専任教員の人数に関して考慮すべき事項と事務局提案

### 前回の構成員意見及び今回の考慮すべき事項等を踏まえた事務局からの提案内容

#### ■専任教員の人数について

- ・言語聴覚士の養成に必要な教育内容(科目)の総単位数が、他の医療関連職種と同程度に引き上げられる予定であり、それらの科目を教授しつつ質の高い教育活動を展開するには、他の医療関連職種と同程度の専任教員が必要であること、
- ・学校養成所を対象とした調査結果より、教員及び法人ともに専任教員の増員が必要ないとする回答は少数であることを踏まえ、**専任教員の人数の最低基準を現行より1名引き上げることとしてはどうか。**

#### ■教員となることができる職種について

- 言語聴覚士としての教育の質を担保する観点から、言語聴覚士である専任教員が必ず配置される必要があるため、**専任教員のうち言語聴覚士が占める人数の基準は現行どおり明記してはどうか。**

<現行>

下線 本議題における審議箇所

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	<u>5人以上</u> <u>(言語聴覚士3人以上)</u>
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	<u>4人以上</u> <u>(言語聴覚士2人以上)</u>
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	<u>3人以上</u> <u>(言語聴覚士1人以上)</u>

- 言語聴覚士の専任教員は、言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者とする。

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

※教員数及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

#### 事務局提案 (改正イメージ)

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

#### (変更内容)

- 教員のうち、専任教員は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とし、人数は下表のとおりとする。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	<u>6人以上</u> <u>(言語聴覚士4人以上)</u>
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	<u>5人以上</u> <u>(言語聴覚士3人以上)</u>
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	<u>4人以上</u> <u>(言語聴覚士2人以上)</u>

#### (追加内容)

- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了した者とする。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実務調整者)として、専任教員から1名以上配置する。

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

(4) 専任教員の人数を検討する上で考慮すべき事項①

第7回言語聴覚士学校養成所  
カリキュラム等改善検討会

資料2-2  
(一部改変)

令和5年2月17日

## 他職種の履修単位数等と専任教員数の関係について

赤字は団体要望箇所

### 修業年限3年以上の課程

履修単位数		専任教員数	一学級の定員	専任教員の1人1週間当たりの 標準担当授業時間数 ※指導ガイドライン
102単位	看護師	8名以上	40人以下（教育効果が十分に挙げられる場合はこの限りではない。）	15時間
102単位	診療放射線技師	7名以上	10人以上50人以下	規定なし
102単位	臨床検査技師	6名以上	10人以上40人以下	15時間
101単位	視能訓練士	6名以上	10人以上50人以下	規定なし
101単位	理学療法士・作業療法士	6名以上	40人以下	10時間
101単位	臨床工学技士	6名以上	10人以上40人以下	規定なし
<b>93単位 (→101単位)</b>	<b>言語聴覚士</b>	<b>5名以上 (→6名以上)</b>	10人以上40人以下	15時間
100単位	義肢装具士	6名以上	10人以上30人以下	規定なし
100単位	あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師	6名以上	30人以下	15時間
99単位	柔道整復師	6名以上	30人以下	15時間



# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

(4) 専任教員の人数を検討する上で考慮すべき事項① (つづき)

第7回言語聴覚士学校養成所  
カリキュラム等改善検討会

資料2-2  
(一部改変)

令和5年2月17日

## 他職種の履修単位数等と専任教員数の関係について (つづき)

### 修業年限2年以上の課程

赤字は団体要望箇所

履修単位数		専任教員数	一学級の定員	専任教員の1人1週間当たりの 標準担当授業時間数 ※指導ガイドライン
87単位	臨床工学技士	5名以上	10人以上40人以下	規定なし
<b>73単位</b> (→81単位)	<b>言語聴覚士</b>	<b>4名以上</b> (→5名以上)	<b>10人以上40人以下</b>	<b>15時間</b>
79単位	義肢装具士	5名以上	10人以上30人以下	規定なし
68単位	看護師	7名以上 (通信制の場合は8人以上)	40人以下 (教育効果を充分にあげられる場合、 通信制はこの限りではない。)	15時間
66単位	理学療法士 作業療法士	5名以上	40人以下	10時間

### 修業年限1年以上の課程

赤字は団体要望箇所

履修単位数		専任教員数	一学級の定員	専任教員の1人1週間当たりの 標準担当授業時間数 ※指導ガイドライン
87単位	臨床工学技士	4名以上	10人以上40人以下	規定なし
<b>73単位</b> (→81単位)	<b>言語聴覚士</b>	<b>3名以上</b> (→4名以上)	<b>10人以上40人以下</b>	<b>15時間</b>
75単位	視能訓練士	3名以上	10人以上50人以下	規定なし
52単位	義肢装具士	4名以上	10人以上30人以下	規定なし

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることができる職種について

## (4) 専任教員の人数を検討する上で考慮すべき事項②

### 学校養成所に対する調査（修業年限3年以上の課程）

#### 調査の概要

- **調査対象** 修業年限3年以上の課程（※1）を設置する学校養成所58課程のうち  
①教員責任者 及び ②法人代表者がそれぞれ回答 ※1 言語聴覚士法第33条第1号に該当
- **調査期間** 令和5年6月27日から令和5年7月11日
- **調査方法**
  - ・学校養成所に調査票を郵送し、Web上の回答フォームにて回答を求めた。
  - ・要望団体より、調査開始時に1回、調査期間中に1回、調査への協力を促すEメールを各学校養成所宛てに送付した。
- **回収率**
  - ① 教員責任者 **94.8%**（55/58課程）
  - ② 法人代表者 **87.9%**（51/55課程） ※①②とも全ての回答が有効であった。

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることのできる職種について

## (4) 専任教員の人数を検討する上で考慮すべき事項② (つづき)

### 学校養成所に対する調査 (修業年限3年以上の課程) (つづき)

#### 調査結果

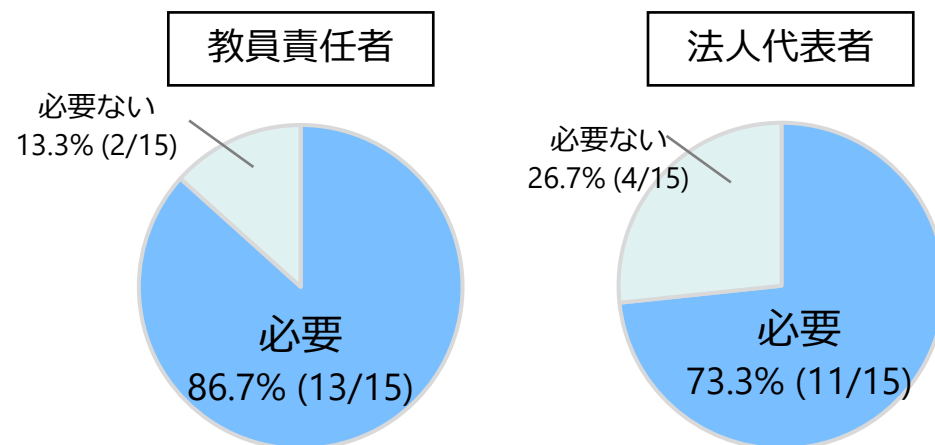
##### ● 専任教員の人数

(質問) 現時点で、既に6人以上の専任教員が配置されているか。

- |        |                         |                          |
|--------|-------------------------|--------------------------|
| ○教員責任者 | 配置されている 72.7% (40/55課程) | 配置されていない 27.3% (15/55課程) |
| ○法人代表者 | 配置されている 70.6% (36/51課程) | 配置されていない 29.4% (15/51課程) |

##### ● 要望書の専任教員の人数が配置されていない学校養成所の考え方

(質問) 指定規則の改正後に、総単位数が現行の93単位以上から101単位以上に増加することに伴って、担当授業時間に加えて、授業準備時間、学生指導等の教育活動に要する時間等も増加することが見込まれる中、教育の質を維持・向上するために専任教員を増員することが必要と考えるか。



増員は必要ないと回答した者が記述した代替策 (抜粋)

(教員)

- ・学習クラウドの活用
- ・系列校との連携
- ・教員の研修と連携
- ・カリキュラム時間外の補習や指導、面談

(法人)

- ・卒業生や実習施設、職能団体との連携
- ・増加した科目に精通した非常勤講師で対応
- ・既に改正予定の総単位数より多いカリキュラム編成であり、現在の5名の教員にて教育の質を担保できていると考えている

# 1. 専任教員の人数 及び 教員となることのできる職種について

## (4) 専任教員の人数を検討する上で考慮すべき事項② (つづき)

第7回言語聴覚士学校養成所  
カリキュラム等改善検討会

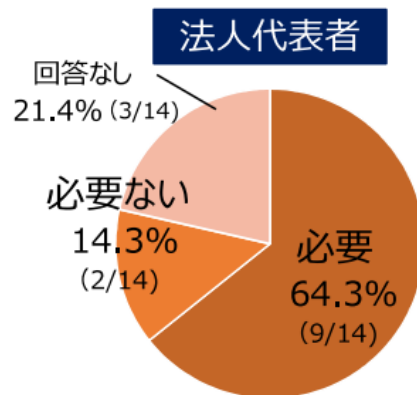
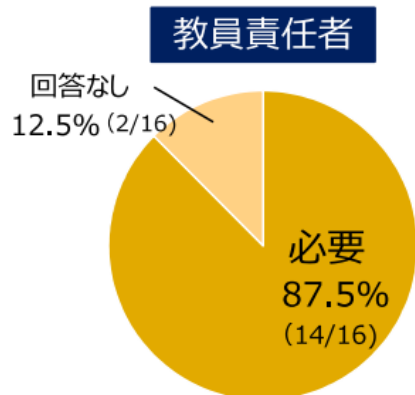
資料8  
(一部転載)

令和5年2月17日

### 学校養成所に対する調査（修業年限2年以上の課程） ※要望団体が実施

#### 第7回検討会における要望団体からの説明

- 回収率  
教員責任者 90.9% (19/22校)  
法人代表者 90.0% (20/22校) ※うち1校は学生募集停止
- 専任教員数  
要望書どおりの専任教員数が既に配置されている 23.8% (5/21校)  
要望書どおりの専任教員数が配置されていない 76.2% (16/21校)
- 質問  
単位数増加を踏まえて、法定労働時間の超過への対応のために、専任教員の増員が必要と考えるか。



増員は必要と回答しなかった者が記述した代替策（抜粋）

- ・ 事務員によるサポート
- ・ 担任制の活用
- ・ DXによる業務の効率化
- ・ ICTの活用
- ・ 外部講師を起用

## 2. 専任教員の臨床能力の向上について



## 2. 専任教員の臨床能力の向上について

### (1) これまでの検討会における議論の状況

#### 第6回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（令和4年8月3日）

##### 専任教員の臨床能力の向上に関する構成員からの主なご意見

- 何らかの形で現場の医療機関との関連の場を持ちながら、自分の臨床技術等も忘れないようにということだと思う。
- 現場を知らないで教えると言っても、変なことを教えることになる。
- 附属病院があるところは良いが、兼任のような形のところは、どうするのか。
- 雇用形態により実施困難なこともあるため、自助努力の扱いとするのはどうか。
- 理念としてはそのとおりだが、提案にどう落とし込むのか。書きぶりとしてどうするのか、検討は必要。

#### 第7回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（令和5年2月17日）

##### 団体による専任教員の臨床活動に関する実態調査

- 要望団体による実態調査が実施され、前回検討会においてその結果が報告された。

＜第7回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会において、団体より提出された資料から抜粋＞  
回収率88.8%（全国の言語聴覚士養成課程 71/80課程）

	学内臨床施設の有無		学内臨床施設を持たない課程のうち			
			希望による学外での臨床活動		学外での臨床活動を行っている教員	
	ある	ない	できる	できない	いる	いない
3年専修学校	14(60.9%)	9(39.1%)	7(77.8%)	2(22.2%)	9(100.0%)	0(0.0%)
2年専修学校	14(58.3%)	10(41.7%)	6(60.0%)	4(40.0%)	5(50.0%)	5(50.0%)
4年大学	17(70.8%)	7(29.2%)	7(100.0%)	0(0.0%)	7(100.0%)	0(0.0%)

\* 個別の事情により所属長が許可している

## 2. 専任教員の臨床能力の向上について

### (2) 専任教員の臨床能力の向上に関する事務局提案

#### 構成員意見等を踏まえた事務局からの提案内容

第6回検討会において、教員の臨床能力の維持向上は重要であるとする意見が複数あったものの、要望団体の調査によれば、臨床活動を行うことが困難な学校養成所もあることから、**臨床能力の向上は努力規定として新設**してはどうか。

#### <現行>

##### 言語聴覚士学校養成所指定規則

- ▶ 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	5人以上 (言語聴覚士3人以上)
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	4人以上 (言語聴覚士2人以上)
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	3人以上 (言語聴覚士1人以上)

- ▶ 言語聴覚士の専任教員は、言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者とする。

##### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- ▶ 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
  - ▶ 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。
- ※教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

##### 事務局提案（改正イメージ）

下線 本議題における審議箇所

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

##### (変更内容)

- 教員のうち、専任教員は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とし、人数は下表のとおりとする。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	6人以上 (言語聴覚士4人以上)
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	5人以上 (言語聴覚士3人以上)
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	4人以上 (言語聴覚士2人以上)

##### (追加内容)

- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了した者とする。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。



## 2. 専任教員の臨床能力の向上について

(参考) 他職種ガイドライン等における記載 (抜粋)

### ■ 看護師等学校養成所の運営に関する指導ガイドラインについて ※ 1

第五 1 (12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、**看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。**

### ■ 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて ※ 2

3 (3) 専任教員は、**臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。**

### ■ あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について ※ 3

6 (7) 専任教員は、**臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。**

### ■ はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて ※ 4

6 (7) 専任教員は、**臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。**

### ■ 柔道整復師養成施設指導ガイドラインについて ※ 5

5 (8) 専任教員は、**臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。**

※ 1 厚生労働省医政局長通知 (平成27年 3月31日付医政発0331第21号)

※ 3 厚生労働省医政局長通知 (平成27年 3月31日付医政発0331第35号)

※ 5 厚生労働省医政局長通知 (平成27年 3月31日付医政発0331第33号)

※ 2 厚生労働省医政局長通知 (平成30年10月 5日付医政発1005第 1号)

※ 4 厚生労働省医政局長通知 (平成27年 3月31日付医政発0331第34号)

# 3

## 3. 臨床実習に係る実務調整者の配置について



# 3. 臨床実習に係る実務調整者の配置について

## (1) 臨床実習に係る実務調整者の配置に関する事務局提案

### 臨床実習を取り巻く状況を踏まえた事務局からの提案

指定規則改正後に、臨床実習の単位数の増加、段階制の導入、実習前後の評価の新設等が予定されており、きめ細やかな学生指導や実習施設との綿密な連携等の関連業務も一層増加することが見込まれることから、**臨床実習の管理を行う教員を新設**してはどうか。

<現行>

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	5人以上 (言語聴覚士3人以上)
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	4人以上 (言語聴覚士2人以上)
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	3人以上 (言語聴覚士1人以上)

- 言語聴覚士の専任教員は、言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者とする。

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数、定員又は学級数に応じて増加する。
  - 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。
- ※教員教及び専任教員数は、指定規則と同記載。

下線 本議題における審議箇所

#### 事務局提案 (改正イメージ)

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

##### (変更内容)

- 教員のうち、専任教員は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とし、人数は下表のとおりとする。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	6人以上 (言語聴覚士4人以上)
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	5人以上 (言語聴覚士3人以上)
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	4人以上 (言語聴覚士2人以上)

##### (追加内容)

- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了した者とする。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実務調整者)として、専任教員から1名以上配置する。**

# 3. 臨床実習に係る実務調整者の配置について

(参考) 他職種ガイドライン等における記載 (抜粋)

## ■ 看護師等学校養成所の運営に関する指導ガイドラインについて※1

第五3 (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者 (以下「実習調整者」という。) が定められていること。

## ■ 「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」の改正等について※2

4 (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者として、専任教員から一名以上配置すること。

## ■ 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて※3

3 (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者 (実習調整者) として、専任教員から一名以上配置すること。

## ■ あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要領について※4

6 (11) 養成施設は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所 (以下「施術所」という。)、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を一名以上配置すること。

## ■ はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドラインについて※5

6 (11) 養成施設は、はり、きゅうを行う施術所 (以下「施術所」という。)、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を一名以上配置すること。

## ■ 柔道整復師養成施設指導ガイドラインについて※6

6 (13) 養成施設は、柔道整復を行う場所 (以下「施術所」という。)、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を一名以上配置すること。

※1 厚生労働省医政局長通知 (平成27年3月31日付医政発0331第21号)

※3 厚生労働省医政局長通知 (平成30年10月5日付医政発1005第1号)

※5 厚生労働省医政局長通知 (平成27年3月31日付医政発0331第34号)

※2 厚生労働省医政局長通知 (令和3年10月20日付医政発1020第1号)

※4 厚生労働省医政局長通知 (平成27年3月31日付医政発0331第35号)19

※6 厚生労働省医政局長通知 (平成27年3月31日付医政発0331第33号)

## 参考資料



現行の言語聴覚士学校養成所指定規則及び言語聴覚士養成所指導ガイドラインとの対比

<現行>

## 言語聴覚士学校養成所指定規則

### ※人数については次頁

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

※修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）の場合

- 5人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。
- 専任教員のうち、少なくとも3人は言語聴覚士の業務を5年以上業として行った言語聴覚士である。

## 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
  - 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。
- ※教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

## 要望書提案内容

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

### (変更内容)

- 6人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とし、少なくとも4人は言語聴覚士とする。※詳細については次項に記載
- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
- 1人1週間当たりの担当授業時間数は10時間を標準とする。

### (追加内容)

- 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となる。
- 専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了した者とする。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

# 教員の要件に関する要望事項

現行の言語聴覚士学校養成所指定規則及び言語聴覚士養成所指導ガイドラインとの対比（専任教員の人数の詳細）

## 教員の人数（現行）

### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	5人以上	3人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	4人以上	2人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	3人以上	1人以上

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

## 要望書提案内容

### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも4人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上	4人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上	3人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上	2人以上

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。



# 第6回検討会からの経緯及び第7回検討会における要望団体からの説明

第6回言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（令和4年8月3日）・第7回検討会（令和5年2月17日）

## 第6回検討会から第7回検討会に至る経緯

- 第6回検討会において、日本言語聴覚士協会及び全国リハビリテーション学校協会から要望された専任教員に関する事項の見直しについて、事務局による確認事項や懸念点、構成員からのご意見が多岐にわたった。
- こうした状況を踏まえ、検討会の場において構成員に再度ご議論いただけることを目的として、事務局において、当該団体からの要望内容の趣旨を改めて確認するとともに、意見調整を行った。

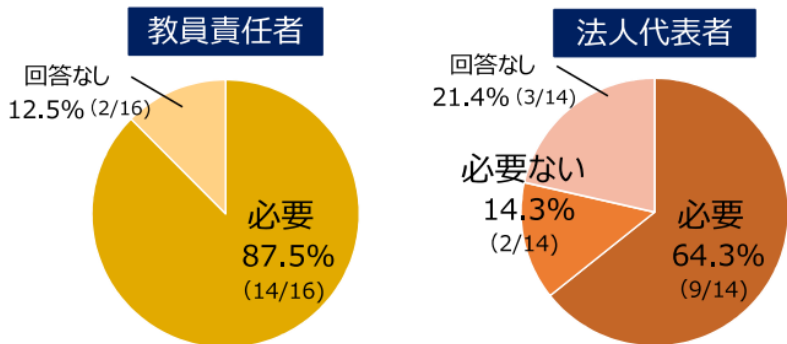
＜専任教員数の最低基準の引き上げに関する要望事項に係る調整＞

要望書の提出にあたり、各養成施設から事前に賛同を得ていたことを再確認したが、意向確認が不十分であったと思われる一部の養成施設に対しては改めて意向確認を行うこととした。

- ・ 修業年限3年以上の教育課程：理事会（全国リハビリテーション学校協会）で審議事項として説明し、承認取得
  - ・ 修業年限2年以上の教育課程：アンケート調査を実施し、半数以上の賛同と、増員不要意見の理由取得（※1）
  - ・ 修業年限1年以上の教育課程：該当校は既に教員数が充足しているため、賛同の確認対応はしていない。
- こうした調整を経て、要望団体から、（※1）のアンケート結果を含む補足説明資料が提出され、第7回検討会において専任教員数の最低基準の引き上げ等について再度審議した。

## 第7回検討会における要望団体からの要望に係る補足説明（アンケート調査の結果のみ抜粋）

- 回収率 教員責任者 90.9%（19/22校）、法人代表者 90.0%（20/22校） ※うち1校は学生募集停止のため21校を分析
- 専任教員数 要望書どおりの専任教員数が既に配置されている 23.8%（5/21校）  
要望書どおりの専任教員数が配置されていない 76.2%（16/21校）
- 質問 **➡** 単位数増加を踏まえて、法定労働時間の超過への対応のために、専任教員の増員が必要と考えるか。



増員は必要と回答しなかった者が記述した代替策（抜粋）

- ・ 事務員によるサポート
- ・ 担任制の活用
- ・ DXによる業務の効率化
- ・ ICTの活用
- ・ 外部講師を起用

# 専任教員に関する事務局提案（全体のまとめ）

現行の言語聴覚士学校養成所指定規則及び言語聴覚士養成所指導ガイドラインとの対比

<現行>

## 言語聴覚士学校養成所指定規則

- ▶ 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	5人以上 (言語聴覚士3人以上)
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	4人以上 (言語聴覚士2人以上)
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	3人以上 (言語聴覚士1人以上)

- ▶ 言語聴覚士の専任教員は、言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者とする。

## 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- ▶ 専任教員の数、定員又は学級数に応じて増加する。
- ▶ 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

※教員数及び専任教員数は、指定規則と同記載。

下線 本日の審議箇所

## 事務局提案（改正イメージ）

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

### （変更内容）

- 教員のうち、専任教員は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者とし、人数は下表のとおりとする。

修業年限3年以上 (法第33条第1号)	<u>6人以上</u> <u>(言語聴覚士4人以上)</u>
修業年限2年以上 (法第33条第3、5号)	<u>5人以上</u> <u>(言語聴覚士3人以上)</u>
修業年限1年以上 (法第33条第2号)	<u>4人以上</u> <u>(言語聴覚士2人以上)</u>

### （追加内容）

- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習会を修了した者とする。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

※ 以下については、要望書で提案されたが、審議の結果、改正または追加しないこととした。

- ・ 1人1週間当たりの担当授業時間数は10時間を標準とする。（要望団体が取り下げ）
- ・ 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる。（大学設置基準等との整合性）
- ・ 専ら養成施設における養成に従事するものとする。（同上）